

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（森林法等）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税） （法人住民税、法人事業税：義（自動連動））（地方税）
		② 上記以外の税目	（所得税：外）（国税） （個人住民税：外（自動連動））（地方税）
3	内容		《制度の概要》 個人、法人の有する資産において、森林法等の規定により収用され又は買取りの申出を拒み収用される等の場合における買取り等において、山林等の資産を譲渡し、代替資産を取得した場合には、次の特例が適用される制度。 ・ 補償金等の全額で代替資産を取得した場合又は補償金等の代わりに代替資産を受領した場合は課税しない。 ・ 補償金等の一部で代替資産を取得した場合には補償金等の額と代替資産の購入価額との差額についてのみ課税する。
			《関係条項》 租税特別措置法第 33 条、第 64 条、第 68 条の 70
4	担当部局		林野庁 林政部 木材産業課／林野庁 森林整備部 整備課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 2 年 5 月～ 8 月 分析対象期間：5 年間（平成 27 年度～令和元年度）
6	創設年度及び改正経緯		昭和 26 年度創設 昭和 34 年度改正 再評価方式を廃止し、譲渡益の 1/2 課税か、繰延課税か選択できる制度へと変更 昭和 36 年度改正 収用対象を追加 適用対象となる事業等の変更を経て現在に至る。
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 林道、木材集積場、その他森林施業に必要な設備の円滑な整備。 《政策目的の根拠》 ● 森林・林業基本計画（昭和 39 年 7 月 9 日法律第 161 号） （森林の有する多面的機能の発揮） 第 2 条 森林については、その有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能が持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできないものであることにかんがみ、将来にわたって、その適正な整備及び保全が図られなければならない。

		● 森林・林業基本計画（平成 28 年 5 月 24 日閣議決定） 第 3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策 森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備及び国土の保全等の施策を総合的かつ体系的に進めていくこととする。																								
	② 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 4. 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 《政策分野》 ⑬. 森林の有する多面的機能の発揮 ⑭. 林産物の供給及び利用の確保																								
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に必要な、林道や木材集積場等の森林施業に必要な設備の用地取得について、収用によって進める必要が発生したときに本特例措置により円滑に進めること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 林道や木材集積場の森林施業に必要な設備の用地取得について、収用によって進める必要が生じた場合、本措置により円滑に進められ、森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に寄与する。																								
9	有効性等	① 適用数 適用数（実績） 単位：件 <table><tr><td></td><td>平成 27 年度</td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td><td>令和 元年度</td></tr><tr><td>法人税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> ※ 林野庁調べ 「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、本措置分のみの実績を特定することは困難である。 そのため、毎年度独自に実施している「民有林林道等関係各種調査（林野庁整備課長から都道府県林道担当部長あて）」等により適用数等を把握した。		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	法人税	0	0	0	0	0	法人住民税	0	0	0	0	0	法人事業税	0	0	0	0	0
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度																					
法人税	0	0	0	0	0																					
法人住民税	0	0	0	0	0																					
法人事業税	0	0	0	0	0																					

②	適用額	適用額（実績）																														
		単位：百万円																														
		<table><tr><td></td><td>平成 27 年度</td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td><td>令和 元年度</td></tr><tr><td>法人税</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr></table>		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	法人税	－	－	－	－	－	法人住民税	－	－	－	－	－	法人事業税	－	－	－	－	－						
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度																									
法人税	－	－	－	－	－																											
法人住民税	－	－	－	－	－																											
法人事業税	－	－	－	－	－																											
※ 林野庁調べ																																
		「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、本措置分のみの実績を特定することは困難である。 そのため、毎年度独自に実施している「民有林林道等関係各種調査（林野庁整備課長から都道府県林道担当部長あて）」等により適用数等を把握した。																														
③	減収額	減収額（実績）																														
		単位：百万円																														
		<table><tr><td></td><td>平成 27 年度</td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td><td>令和 元年度</td></tr><tr><td>法人税</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>減収額 計</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr></table>		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	法人税	－	－	－	－	－	法人住民税	－	－	－	－	－	法人事業税	－	－	－	－	－	減収額 計	－	－	－	－	－
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度																									
法人税	－	－	－	－	－																											
法人住民税	－	－	－	－	－																											
法人事業税	－	－	－	－	－																											
減収額 計	－	－	－	－	－																											
※ 林野庁調べ																																
		「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、本措置分のみの実績を特定することは困難である。 そのため、毎年度独自に実施している「民有林林道等関係各種調査（林野庁整備課長から都道府県林道担当部長あて）」等により適用数等を把握した。																														
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 近年本措置の実績はないが、資産所有者の意思によらない収用が生じた際、本措置の存在により用地取得が円滑に実施され、林道等の設備の整備推進が可能となる。																														
		《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置により用地取得を円滑に進めることができるようになり、林道等の設備の整備推進が可能となる。																														
⑤	税収減を是認する理由等	収用される地価が低いことに加え、本措置により公共の利益となる事業の用に供される用地の取得が円滑に実施され、林道や木材集積場の森林施業に必要な設備の整備推進が可能となり、森林の有する多面的機能の発揮に寄与していることから、税収減を是認する効果が得られている。																														

10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	資産所有者の意思によらない収用により、林道や木材集積場、その他森林施業に必要な用地の習得を円滑に進めるには、申請により後日交付等される予算上の措置（補助事業、交付金事業）よりも、税負担で速やかに軽減させる租税特別措置による手当が妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置、義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		近年本措置の実績はないが、本措置の存在により用地取得が円滑に実施され、林道等の設備の整備推進が可能となっていることから、引き続き継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月（農水 05）